3 記載例

給与の支払を受けている者で特別徴収税額のある者が、給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに美浜町長に提出してください。ただし４月２日から５月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき町長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知のあった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、４月１日現在において給与の支払いを受けなくなった者がある場合に４月15日までに関係市町村長に提出してください。

（ア）特別徴収税額欄
特別徴収税額等通知書の『特別徴収税額』欄の税額を記載してください。

（イ）徴収済税額欄
何月分から何月分まで徴収したか、またその合計額を記載してください。

（ウ）未徴収税額欄
何月分から何月分までが未徴収か、またその合計額（ア）－（イ）を記載してください。

給与支払報告
特 別 徴 収 に係る給与所得者異動届出書

年度　1．現年度　2．新年度　3．両年度

美浜町長 殿　　年　月　日提出

（特別徴収義務者）給与支払者
所在地　〒
フリガナ
氏名又は名称
個人番号又は法人番号

特別徴収義務者指定番号
宛名番号
担当者連絡先　所属　氏名　電話　内線（　）

給与所得者
フリガナ
氏名
生年月日　年　月　日
個人番号
受給者番号
1月1日現在の住所
異動後の住所

（ア）特別徴収税額（年税額）	（イ）徴収済額	（ウ）未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法（注）
円	月から 月まで 円	月から 月まで 円	年 月 日	右から番号を記入 1．退職 2．転勤 3．休職・長欠 4．死亡 5．支払少額・不定期 6．合併・解散 7．その他（事由・理由）	右から番号を記入 1．特別徴収継続 2．一括徴収 3．普通徴収（本人納付）

1．特別徴収継続の場合
新しい勤務先（特別徴収義務者）
特別徴収義務者指定番号　法人番号
所在地　〒
フリガナ
氏名又は名称
担当者連絡先　所属　氏名　電話　内線（　）
新しい勤務先へは、月割額　円を　月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入するよう連絡済みです。
受給者番号
納入書の要否（新規の場合のみ記載）　右から番号を記入　1．必要　2．不要

2．一括徴収の場合
理由　右から番号を記入
1．異動が　年12月31日までで、一括徴収の申出があったため
2．異動が　年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため
徴収予定月日　月　日
徴収予定額（上記（ウ）と同額）　円
左記の一括徴収した税額は、　円分（翌月10日納入期限分）で納入します。

3．普通徴収の場合
理由　右から番号を記入
1．異動が　年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2．　年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため
3．死亡による退職であるため
※市町村記入欄

（注）新年度分又は両年度分の異動届出書を作成する場合における「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄等の記載方法
① 新年度分の異動届出書を作成する場合であって、新しい勤務先において特別徴収されることを希望する場合、本欄は記載せずに、「1.特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください
普通徴収されることを希望する場合、本欄及び各徴収方法欄は記載不要です。
② 両年度分の異動届出書を作成する場合、本欄は異動年月日時点で現に特別徴収している特別徴収税額について記載してください。
③ 両年度分の異動届出書を提出する場合における、現年度分及び新年度分それぞれの異動後の税額については、原則として以下の徴収方法によることを希望しているものとして扱われます。
（現年度分）　本欄で選択した徴収方法。
（新年度分）　「1.特別徴収継続の場合」欄に記載があった場合は新しい勤務先における特別徴収。記載がなかった場合は普通徴収。

特別徴収税額等通知書の指定番号を記載してください。

転勤・退職等の年月日を記入してください。

該当する異動の事由を右の番号から選択して記入してください。
（注）「7.その他」の場合には、具体的な事由を記入してください。

何月分で納入するか記入してください。

給与所得者の氏名（フリガナ）、住所を記載してください。（姓が変わった場合は、新姓も記載してください。）

現住所が１月１日現在の住所と異なる場合は、新しい住所を記載してください。

転職等により、新しい給与支払者が特別徴収を継続するとき、その事業所の名称・所在地・電話番号を記載してください。
（注）新しい給与支払者に、月割額を何月分から徴収するのか連絡済であれば必ず右欄に記載してください。

一括徴収する場合は、一括徴収する理由について該当番号を右の番号から選択し記入してください。

普通徴収の場合は、普通徴収する理由について該当番号を右の番号から選択し記入してください。